

AMT/NEWSLETTER

China Legal Update

2026 年 7 月 29 日

産業チェーン・サプライチェーン安全調査業務弁法

弁護士 射手矢 好雄/ 弁護士 森脇 章/ 弁護士 中川 裕茂

弁護士 若林 耕/ 中国弁護士 屠 錦寧/ 弁護士 尾関 麻帆

弁護士 横井 傑/ 弁護士 唐沢 晃平

Contents

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

II. 中国法令アップデート

・戦略的鉱産品の両用品目輸出管理の法律・規則違反行為にかかる通報処理業務のさらなる改善に関する事項 ←今号の注目法令

・産業チェーン・サプライチェーン安全調査業務弁法 ←今号の注目法令

・20 社の日本エンティティの輸出管理コントロールリストへの掲載の公表 ←今号の注目法令

・20 社の日本エンティティの監視リストへの掲載の公表 ←今号の注目法令

・ネットワークデータ安全リスク評価弁法

・法律師法(修正草案)

・金融法(草案)

・データ安全技術 個人情報安全規範(意見募集稿) ←今号の注目法令

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内

させていただきます。

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第 46 回(中国メインランド)

日時:2026 年 5 月 21 日(木)

「中国広告規制の最新動向と実務対応 ～インターネット広告・ステマ規制と KOL マーケティングの留意点～」

講師:パートナー弁護士 若林 耕

第 47 回(中国メインランド)

日時:2026 年 6 月 18 日(木)

「中国への様々な営業秘密の漏洩事案の紹介と分析 ～経済安全保障的視点と企業目線～」

講師:パートナー弁護士 中川 裕茂

第 48 回(台湾)

日時:2026 年 7 月 16 日(木)

「中国の最近の処罰事例から学ぶ中国当局の考え方―'内卷'時代のコンプライアンス最前線」

講師:パートナー、台湾弁護士 呉 曉青

II. 中国法令アップデート(主に 2026 年 6 月 1 日～6 月 30 日の法令を対象)

最新中国法令の解説

今号の注目法令は、今号の注目法令は、主に以下の経済安全保障政策に絡む法令である。

「戦略的鉱産品の両用品目輸出管理の法律・規則違反行為にかかる通報処理業務のさらなる改善に関する事項」は、戦略的鉱産品に関する輸出管理違反について、実名での通報制度及び報奨制度を整備した公告である。無許可輸出のみならず、第三国経由や加工・分解による規制迂回行為も通報対象として明示されており、中国の輸出管理法令の執行強化の姿勢が一層鮮明となった。

「産業チェーン・サプライチェーン安全調査業務弁法」は、2026 年施行の「産業チェーン・サプライチェーンの安全に関する規定」を具体化する実施規則であり、安全調査の開始要件や調査手続、措置内容等を定める。外国企業による差別的取引停止等が調査対象となり得るため、経済安全保障政策との関係で日本企業にも影響し得る制度として注目される。

「20 社の日本エンティティの輸出管理コントロールリストへの掲載の公表」については、商務部は、2026 年 2 月 24 日、新たに日本の 20 団体・企業を輸出管理コントロールリストへ追加掲載した。対象企業に対する両用品目の輸出は禁止され、中国原産品については第三国経由の再輸出も規制対象となる可能性があり、日系企業はサプライチェーンへの影響を確認する必要がある。「20 社の日本エンティティの監視リストへの掲載の公表」であるが、同日、さらに日本企業 20 社が監視リスト(关注名单)に追加掲載された。掲載企業向け輸出については個別許可申請やリスク評価報告書の提出等が必要となり、エンドユーザー審査も大幅に厳格化されるなど、中国の対日輸出管理措置が一段と強化されている。

また、個人情報保護法に関連して、意見募集稿ではあるが、「データ安全技術 個人情報安全規範(意見募集稿)」という国家基準が注目される。2021 年の個人情報保護法施行後初となる「個人情報安全規範」の全面改正案であり、機微個人情報の定義、適法性要件、個人情報保護責任者の設置基準などが大幅に見直されている。同規範は国家基準であり、法的拘束力はないものの、実務上は当局の執行基準として重視されるソフトローであり、今後の企業実務への影響が注目される。

弊事務所では「戦略的鉱産品の両用品目輸出管理の法律・規則違反行為にかかる通報処理業務のさらなる改善に関する事項」、「産業チェーン・サプライチェーン安全調査業務弁法」の全訳を作成しているので、ご入り用の方は[ニュースレターアドレス](#)までご連絡ください。

執筆担当: 日本弁護士 若林 耕

公布済み法令

<貿易・税関>

戦略的鉱産品の両用品目輸出管理の法律・規則違反行為にかかる通報処理業務のさらなる改善に関する事項

[ポイント] レアアース・レアメタルをはじめとする両用品目については、両用品目輸出管理条例(2024 年 12 月 1 日施行)に基づき、中国から輸出について商務部の許可が必要となっている。この点、商務部の許可を取得せずに輸出する行為や、規制の迂回行為に関しては、同条例により既に違法とされていたが、本公告では、違法行為の顕名での当局に対する通報行為に対して奨励金を支払うことを定め、積極的な輸出管理規制の違反行為に関する告発を促進しようとしている。

1. 通報の対象たる行為

通報の対象たる行為は次のとおりとされている(1 条)。この内、留意すべき事項としては、(4)号及び(5)号である。これらは戦略的鉱産品の物理的性質の変化や、製品を第三国(地域)を通過させることによる規制の迂回行為について違法であることをあらためて規定している。

- (1) 許可なく無断で戦略的鉱産品の両用品目を輸出すること
- (2) 輸出許可証書に明記された範囲、条件及び有効期間を超えて、戦略的鉱産品の両用品目を輸出すること
- (3) 輸出が禁止されている戦略的鉱産品の両用品目を輸出すること

- (4) 部品又はコンポーネントに改造し、分解する等の方式により許可を回避して戦略的鉱産品に関連する両用品目を輸出すること
- (5) 第三国(地域)を迂回することにより、戦略的鉱産品の両用品目輸出管理関連規定を回避すること
- (6) 貿易輸出及び知的財産権の許諾、投資、交流、贈与、展覧、展示、検査、試験、援助、伝授、共同研究開発、被雇用又は雇用、諮問等の方式により、管理対象の戦略的鉱産品に関連する技術を違法に対外移転すること
- (7) 輸出事業者が戦略的鉱産品の両用品目輸出に関する違法行為に従事していることを知りながら、当該者のために代理、貨物輸送、配達、通関申告、第三者電子商取引プラットフォーム、金融等のサービスを提供すること
- (8) 輸出事業者、輸入者、エンドユーザーに戦略的鉱産品の両用品目輸出管理関連規定を回避して違法行為を実施するよう教唆し、幫助すること
- (9) 輸出事業者が規定に違反してコントロールリストに記載されている輸入者、エンドユーザーと取引を行うこと
- (10) 輸出事業者が、輸出管理リストに記載されている管理品目及び臨時管理品目以外の戦略的鉱産品に関連する貨物、技術及びサービスについて、輸出管理法第 12 条に記載されたリスクが存在するおそれがあることを知り、又は知りうべきであるにもかかわらず、商務部に許可申請を行っていないこと
- (11) 国内の輸入事業者とエンドユーザーが、商務部に対して行った誓約に違反すること
- (12) 規定に違反して、外国政府から提示された戦略的鉱産品の両用品目輸出管理に関する訪問、現地調査等の要請を無断で受け入れ、又は受け入れることを承諾すること
- (13) 戦略的鉱産品の両用品目輸出管理等の法律法規に違反するその他の行為

2. 対象製品

対象製品は、「戦略的鉱産品の両用品目」とされており、両用品目に指定されている鉱産品の内いかなる鉱産品が「戦略的」なものであることとなるのか、その外縁は明らかではない。保守的には両用品目に入っている鉱産品については全て含まれるものとして考えるべきであろう。

3. 通報の方法

通報は商務部産業安全・輸出入管理局のウェブサイトか、通報のための電話を通して行うものとされている(2 条)。

4. 奨励金の内容

本公告のポイントである奨励金については、前提として顕名での通報であることが前提とされている。奨励金の金額には定めがない(5 条)。

日本企業としては、これまで以上に中国からの輸出管理規制のコンプライアンスを重視する必要がある、輸出許可が必要であるかどうかのチェック体制を強化し、また迂回行為等と判断されるような行為を慎む必要がある。

なお、違法行為に対する通報に対して奨励金を与えるのは今回が初めてではなく、これまで中国の法令で通報に対して奨励金を与える制度としては、他には例えば以下の制度が存在する。

- ・「公民による国家安全危害行為の通報奨励弁法」(国家安全部令第 2 号、2022 年 6 月 6 日施行)。同法は、反スパイ法やその実施細則に基づき制定されており、公民の通報行為に対する奨励金の支払いを定めている。同法では具体的な奨励金の定めもある。例えば、国家安全に重大な危害を及ぼす行為の抑制等に特に重大な役割を果たした場合には 10 万元以上の奨励金を支払うものとされている。
- ・「市場監督管理に関する重大違法行為通報の報奨に関する暫定法」(国家市場監督管理総局令第 44 号、2021 年 9 月 1 日施行)。同法は、企業の不正や違法行為に対する内部告発を奨励している。奨励金の上限は、1 件につき最高 100 万人民币元等とされている。

【原文】公布关于进一步完善战略矿产两用物项出口管制违法违规举报处理工作有关事项（商务部公告 2026 年第 26 号）

【公布／公表機関】商務部産業安全・輸出入管理局(商务部产业安全与进出口管制局)

2026 年 6 月 24 日公布、同日施行

執筆担当:日本弁護士 中川 裕茂

産業チェーン・サプライチェーン安全調査業務弁法

[ポイント] 国務院は 2026 年 3 月 31 日に「産業チェーン・サプライチェーンの安全に関する規定」を公布・施行したが¹、同法においては、中国の産業チェーン・サプライチェーンに関して、(1) 外国政府等が中国に対して差別的な禁止や制限を課す措置を講じた場合等や、(2) 外国の企業や個人が通常の市場取引の原則に違反して中国の企業等との通常の取引を中断したり、差別的措置を講じた場合等に、中国政府が正式に安全調査をすることができる旨を定めている(同規定 14 条、15 条)。本弁法は、当該安全調査についての具体的な手続きを定めるものである。本ニュースレター発行時点ではかかる調査が正式に行われた案件は見当たらないが、例えば日本企業が、OFAC 規制の対象となった中国企業との取引を打ち切る行為等について差別的行為と見なされないか、産業チェーン・サプライチェーン安全調査が開始された場合には大きな不利益を被るのではないかなど、様々な懸念がある。

1. 産業チェーン・サプライチェーン安全調査が開始される事由、評価要素

商務部が行う産業チェーン・サプライチェーン安全調査は、以下の場合に可能とされている(3 条)。

(1) 外国の国家、地域及び国際組織が国際法と国際関係の基本準則に違反して、産業チェーン・サプライチェーンにおいて、中国に対し差別的な禁止、制限又はその他これらに類する措置を講じ、中国の産業チェーン・サプライチェーンの安全を害する行為を実施し、若しくは実施に協力した場合。

(2) 外国の組織・個人が、通常の市場取引の原則に違反して、中国の国民、組織との通常の取引を中断し、中国の国民、組織に対し差別的措置を講じ、又はその他の行為を実施し、中国の産業チェーン・サプライチェーンの安全に実質的な損害をもたらす、若しくは実質的な損害が生じるおそれがある場合。

特に(2)のケースは日本企業に直接関係するものであるが、その外縁は不明確である。この点、本弁法 4 条においては、損害の評価について、中国の産業チェーン・サプライチェーンに関連する域内外要素の安全や円滑な流動に及ぼす影響、その国際競争力は潜在的な発展力に与える影響力等を考慮するものとされているが、どのように認定を運用させるかは、実際に調査案件が出てこないと見えづらい。

2. 調査の申立てと調査の開始

調査の申立ては中国の法人等が商務部に対して行うことができるものとされている(5 条)。商務部は、実情に基づき立件を行い、調査開始公告を行うものとされている(7 条)。商務部は、対外貿易法等に基づく貿易障壁調査等については、貿易救済措置の調査を開示するウェブサイト²にも掲載しており、同ウェブサイトには調査の経過が掲載されることもありうる。

3. 調査の方法

商務部は、調査対象者等の関係当事者への聴取、意見の公募、アンケートの配布、サンプリング調査、技術鑑定、公聴会の開催、現地調査等の方法により調査を行うことができるとされており(8 条)、また、関連する国・地域における現地調査も可能とされている(10 条)。日本企業が調査対象となった場合、これまで数多く存在するアンチダンピング等貿易救済措置の調査手続きの経験が応用できる可能性はある。

4. 商務部による決定

商務部は、調査の結果、外国の企業等が中国の産業チェーン・サプライチェーンの安全を害する行為をしたものと認定した場合、以下の措置を取ることができるものとされている(18 条)。

- (1) 中国に関連する輸出入活動への従事を禁止又は制限すること。
- (2) 中国域内への投資を禁止又は制限すること。
- (3) 中国域内の組織・個人が当該者と関連する取引、協力等の活動を行うことを禁止又は制限すること。
- (4) 関係者、交通輸送手段等の入国を禁止又は制限すること。
- (5) 関係者の中国域内における就労、滞在若しくは居留資格を取消し又は制限すること。
- (6) その他必要な措置。

これらの内容は、これまでの反外国制裁法や信頼できないエンティティリスト規定に基づくリストに掲載された場合の

¹ 2026 年 4 月 28 日付け China Legal Update 第 5 頁の同規定の解説ご参照。

² 商務部貿易救済案件公開信息查询 <https://tdi.mofcom.gov.cn/index.asp>

効果と類似している。しかしながら、顕著な違いとしては、本弁法に基づく措置は、産業チェーン・サプライチェーンの安全に関する規定の規定にしたがって、「外国の組織・個人が実質的に支配し、又は設立・運営に関与する組織にも適用することができる。」とされている(18条2項)。例えば、日本の本社がリストに掲載された場合には、その子会社にも広く効力が及ぶ。このような効力の影響範囲の立て付けは、これまでの各種リストには存在せず、極めて特徴的な新傾向である(産業チェーン・サプライチェーンの安全に関する規定と同時期に公布施行された「反外国不当域外管轄条例」(国務院2026年第835号、2026年4月7日)に定められる「悪意のあるエンティティリスト」に関しても同一の規定がある。)。今後、他の法令による各種リストにも同種の規定が盛り込まれ又は運用が開始する可能性がある。同規定の運用として、個別の子会社等を名指しする想定であるのか、抽象的に「実質的に支配し、又は、設立・運営に関与する組織」とのみ定めるのかは不明であるが、後者だとすると、それが何を指すのか外縁は極めて不透明となる。

[原文] 产业链供应链安全调查工作办法 (商务部公告 2026 年第 24 号)

[公布／公表機関] 商務部對外投資和經濟合作司(商務部對外投資和經濟合作司)

2026 年 6 月 22 日公布、同日施行

執筆担当:日本弁護士 中川 裕茂

20 社の日本エンティティの輸出管理コントロールリストへの掲載の公表

20 社の日本エンティティの監視リストへの掲載の公表

[ポイント] 商務部は、2026 年 2 月 24 日、日本企業各 20 社について輸出管理コントロールリスト及び監視リストへの掲載を公表した(詳細の解説は [2026 年 3 月 2 日号 Lawyer's Eye](#) 参照)。今回の 2026 年 6 月 29 日付けの 2 つの公告は、その第 2 弾にあたり、第 1 弾で既に掲載された日本企業各 20 社に加えて、さらに各 20 社の日本企業が新たに輸出管理コントロールリスト及び監視リストに掲載された。商務部は、2026 年 6 月 29 日付けの記者会見において、今回の措置の理由について、日本の再軍事化と核保有の企図の阻止にあると説明しているが、一般的には、高市首相の台湾有事を巡る国会答弁を受けた中国政府の対抗措置であると理解されている。

1. 輸出管理コントロールリスト

今回、輸出管理コントロールリストには、民間企業に加えて、防衛研究所をはじめとした公的機関も掲載された。掲載された団体・企業に対する規制内容は、第 1 弾と同様であり、以下の内容となる。なお、中国原産品について再輸出規制が定められている点には留意が必要であり、中国からの直接輸出のみならず、日本又は第三国からの輸出に際しても本規制の適用可能性に気を配る必要がある。

- 両用品目の輸出禁止。海外の組織・個人が中華人民共和国原産の両用品目を移転・提供することの禁止。現在行っている関連活動の即時停止。
- 特別な事情があり輸出の確かな必要性がある場合、輸出事業者は商務部に対して申請せよ。

2. 監視リスト

監視リストは、両用品目輸出管理条例 26 条等を根拠とする比較的新しい規制であり、第 1 弾の日本企業 20 社の掲載が初めての適用例であった。今回はその 2 例目にあたるが、規制内容は第 1 弾と同内容である。掲載企業は、以下のとおり、輸出管理において厳格な審査が実施されることとなる。

- 輸出事業者が掲載企業に対して両用品目を輸出する場合、包括許可を申請し又は情報記入登記方式により輸出証憑を取得してはならない。個別許可を申請する際には、掲載企業のリスク評価報告書を提出し、かつ両用品目を日本の軍事力の向上に寄与する一切の用途に使用しない旨の書面による承諾を提供しなければならない。
- 商務部は、掲載企業に対する両用品目の輸出に対し、より厳格なエンドユーザー審査及びエンドユース審査を実施し、日本の軍事ユーザー及び軍事用途並びに日本の軍事力の向上に寄与する一切のその他エンドユーザー用途に関わる輸出は承認しない。

3. 今後の規制動向

日中関係は、引き続き緊張関係にあり、2026 年 1 月 6 日に公表された対日禁輸措置(商務部公告 2025 年第 1 号)に端を発して、今回のリスト掲載を含めて合計 80 社の日本企業が輸出管理コントロールリスト又は監視リストに掲載されている。また、日本企業に関連する両用品目の輸出管理違反事案が報道されているほか、民生品の輸出通関の遅延も複数確認されている。現在の国際情勢を踏まえると、この流れは当面継続する可能性があり、今後も商務部の動向に注意が

必要である。

[原文] 公布将 20 家日本实体列入出口管制管控名单（商务部公告 2026 年第 27 号）

公布将 20 家日本实体列入关注名单（商务部公告 2026 年第 28 号）

[公布／公表機関] 商務部（商务部）

2026 年 6 月 29 日公布、同日施行

執筆担当:日本弁護士 横井 傑

<社会法>

ネットワークデータ安全リスク評価弁法

[ポイント] ネットワークデータ安全リスク評価(以下「リスク評価」という。)は、データ安全法(主席令 2021 年第 84 号)によって導入された制度である。重要データの取扱者は、自社のデータ取扱活動につきリスク評価を定期的に行い、そのレポートを主管部門に提出する必要がある。同法の下位法令である「ネットワークデータ安全管理条例」(國務院令 2024 年第 790 号)においても、各業界分野の主管部門がリスク評価の実施を定期的の手配する旨規定されている。これらの法令に基づき、リスク評価の定義、実施頻度、実施方法等を定めるのが本弁法であり、その概要は以下のとおりである。

1. 定義

リスク評価とは、ネットワークにおけるデータ及びデータ取扱活動の安全性に対するリスク識別、リスク分析及びリスト評価と定義されている(2 条 2 項)。

2. 実施頻度

重要データの取扱者は、毎年のリスク評価の実施が求められる(5 条 1 項)ほか、重大な変化が発生した場合には追加のリスク評価が必要となる(同条 2 項)。それ以外のデータ取扱者は、実施義務を負わないものの、最低 3 年に一度の実施が推奨される(同条 3 項)。なお、政府の関係部門は、検査・検証(下記 5 を参照されたい。)又は監督検査等において重大な安全リスク又はセキュリティインシデントを判明した等の場合、リスク評価の実施をデータ取扱者に要請することができる(17 条 1 項)。

3. 実施方法

リスク評価は、自社にて実施するほか、外部の評価機関に委託する方法も可能である(7 条 1 項)。ただし、同一の評価機関に連続して委託できる回数は 3 回までとされている(12 条)。評価手続は、「データ安全技术 データ安全リスク評価弁法(GB/T 45577-2025)」等の国家基準を依拠して行われる。

4. 評価報告書の作成、保管及び提出

毎年度のリスク評価の完了後、重要データの取扱者はリスク評価報告書(以下「報告書」という。)を作成し、3 年以上保管する(15 条 1 項)。また、評価完了から 20 営業日以内に、自社が所属する業界分野の主管部門に(主管部門が不明確の場合は省レベル又は国レベルのインターネット情報弁公室に)報告書を提出しなければならない(16 条)。

5. 当局による検査・検証

政府の関係部門は、重要データの取扱者が作成した報告書の真実性と正確性を確認するために、検査・検証を実施することができ、重要データの取扱者はそれに協力しなければならない(16 条 3 項)。

6. まとめ

本弁法は、重要データの取扱者にリスク評価の実施義務を課す一方、その他のデータ取扱者に関しては推奨にとどまっている。この点、重要データの取扱者に該当する日系企業は限定的と思われるため、本弁法の施行により直ちに法的負担が加重されることはない。もっとも、データ安全に対する関心が高まる中、本弁法の施行に伴い、企業全体のデータ保護能力の向上が予想される。日系企業としても、リスク評価制度を活用し、社内体制を定期的に点検し、強化しておくことが考えられる。

[原文] 网络安全数据安全风险评估办法（国家互联网信息办公室 工业和信息化部 公安部令第 24 号）

[公布／公表機関] 国家インターネット情報弁公室、工業情報化部、公安部（国家互联网信息办公室、工业和信息化部、公安部）

2026 年 6 月 18 日公布、2026 年 8 月 20 日施行

執筆担当:中国弁護士 朱迪

草案・意見募集稿等

律師法(修正草案)

〔ポイント〕 2026 年 6 月、「律師法」改正案が全国人民代表大会常務委員会に提出され、審議に付されるとともに、広く社会から意見が募集された。なお、律師法とは日本の弁護士に相当するものである。今回の改正案には、律師制度の整備と法治建設の強化を目的として、いくつかの重要な改正が盛り込まれた。

1. 律師業務における基本原則の明確化

改正案では、中国共産党の指導を堅持し、社会主義法治を擁護することが、律師制度の基本理念として明記された。これにより、律師には、法に基づいて職務を遂行するとともに、国家の法治政策に沿って活動することが求められる。

2. 律師の職務保障の強化

司法機関及び関係機関に対しては、律師の接見、閲覧、証拠収集など、職務上の権利を適切に保障するための制度整備が求められている。これにより、弁護活動をより円滑に行うことのできる環境の整備が重視されている。

3. 渉外法律サービスに関する規定の充実

国際取引や対外交渉の拡大を背景として、渉外分野に精通した律師の育成を推進するとともに、法律事務所の国際的なサービス能力を高めることが盛り込まれた。これは、中国企業の海外進出や外国企業に対する法的支援を強化することにもつながるものである。

4. 公益法律サービス及び刑事弁護制度の充実

律師の法律扶助への参加を奨励するとともに、刑事事件における弁護人制度のさらなる整備を進め、国民が平等に法の支援を受けられる環境の整備を目指している。

このように、今回の改正案は、律師の職務保障や国際化への対応を進めるとともに、中国の法治体制のさらなる発展を図る内容となっている。

〔原文〕 律師法（修正草案）

〔公布／公表機関〕全国人民代表大会常務委員会（全国人民代表大会常务委员会）

（意見募集期間：2026 年 6 月 26 日～2026 年 7 月 25 日）

執筆担当：北京オフィス顧問 李 加弟

金融法(草案)

〔ポイント〕 国家金融監督管理総局等は、2026 年 3 月 20 日、「金融法(草案)」(以下「元草案」という。)を公表し、同年 6 月 26 日、第 14 期全国人民代表大会常務委員会第 23 回会議において、元草案の内容を若干修正した「金融法(草案)」(以下「本草案」という。)が審議された。本草案は、同年 7 月 25 日を締切として意見募集を開始している。

元草案と比較すると、94 条において、金融分野における他の法律・行政法規が金融法の規定と一致しない場合は金融法が適用される旨が明記されたといった若干の変更点があるものの、主な内容は元草案から維持されている。金融法(草案)の主な内容については、[2026 年 4 月 28 日\(第 545 号\)のニュースレター](#)を参照されたい。

〔原文〕 金融法（草案）

〔公布／公表機関〕全国人民代表大会常務委員会(全国人民代表大会常务委员会)

（意見募集期間：2026 年 6 月 26 日～2026 年 7 月 25 日）

執筆担当：日本弁護士 伊藤 誠悟

データ安全技術 個人情報安全規範(意見募集稿)

〔ポイント〕「データ安全技術 個人情報安全規範」は、個人情報の取扱行為の規範化及び情報主体の権益保護を目的とする国家基準である。強制力や罰則を伴わないガイドラインでありながら、実務上は多くの企業に順守され、当局による法執行でも基準とされているため、事実上の指導力を有するソフト・ローといえる。現行の安全規範は、2017 年 10 月 1 日から実施され、2020 年に修正が行われたが、本意見募集稿は正式に制定されれば(2021 年の)個人情報保護法(主席令 2021 年第 91 号)の実施以降初めての修正となる。修正箇所は多岐にわたるが、以下では主要なポイントを簡単に紹介する。

1. 定義の調整

機微な個人情報につき、個人情報保護法の定義を踏襲しつつ、「複数の個人情報が集約された後に定義の条件を満たす場合は、集約後の個人情報全体を機微な個人情報として識別し保護しなければならない」旨追加されている(3.2 条注3)。それにより、機微な個人情報の範囲は一定程度拡大される。

個人情報取扱者につき、「具体的な個人情報取扱活動に応じて、対応する個人情報取扱者を識別すべき」旨規定され、同一製品又はサービスにつき複数の個人情報取扱活動を行う提供者が同時に個人情報取扱者と受託者に該当する可能性が指摘されている。

2. 基本原則の追加

個人情報保護法 8 条に基づき、個人情報の真実性・正確性を確保し、間違いを発見した場合は速やかに個人に告知し訂正の方法を提供する、いわゆる「クオリティー確保の原則」が追加されている。

3. 適法性要件の明確化

個人情報取扱活動の適法性要件(同意取得その他)につき、個人情報保護法 13 条では原則規定が定められているが、本意見募集稿では各要件につき、適法性を具備するための注意事項が詳細に規定された(5 条)ため、実務上の意義が大きく向上したといえる。

4. 外国法の調査及び対応

中国本土外への越境移転、本土外個人の情報取扱等、外国法が適用され得る場合において、個人情報取扱者は外国法の適用有無及びその内容を調査し、結論的な書面を作成することが提案されている(11.1 条)。また、中国法と外国法の不一致につき、基本的な対応方法が列挙されている(11.2 条)。

5. 管理体制等

個人情報保護法 52 条を踏まえ、以下の場合には個人情報保護責任者を設置すべきと定められている(13.1 条)。

- (1) 大型ネットワークプラットフォームに認定された場合。
- (2) 主要業務が個人情報の取扱に関係し、係る業務に従事する人数が 200 人超の場合。
- (3) 100 万人超の個人情報を取り扱う場合。
- (4) 10 万人超の機微な個人情報を取り扱う場合。

また、個人情報保護責任者の任職要件、職責、個人情報保護影響評価、個人情報保護コンプライアンス監査等についても大幅な更新が行われている。

【原文】[数据安全技術 个人信息安全规范（征求意见稿）](#)

【公布／公表機関】全国ネットワーク安全標準化技術委員会(全国网络安全标准化技术委员会)

(意見募集期間:2026 年 6 月 17 日～2026 年 8 月 16 日)

執筆担当:中国弁護士 朱迪

※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 射手矢 好雄 (yoshio.iteya@amt-law.com)
弁護士 森脇 章 (akira.moriwaki@amt-law.com)
弁護士 中川 裕茂 (hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
弁護士 若林 耕 (ko.wakabayashi@amt-law.com)
中国弁護士 屠 錦寧 (tu.jinning@amt-law.com)
弁護士 尾関 麻帆 (maho.ozeki@amt-law.com)
弁護士 横井 傑 (suguru.yokoi@amt-law.com)
弁護士 唐沢 晃平 (kohei.karasawa@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。